## 墨田区保育所条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 案	現行
(入所資格)	〔同左〕
第4条 保育所に入所することができる者は、	第4条 保育所に入所することができる者は、
法第24条の規定に <u>より</u> 保育所における保	法第24条の規定に <u>基づき</u> 保育所における
育が行われることとなった者でなければな	保育が行われることとなった者でなければ
らない。	ならない。
(指定管理者が行う業務)	[同左]
第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行	第6条 〔同左〕
うものとする。	
~ 〔略〕	~ 〔略〕
前3号に <u>掲げる</u> もののほか、保育所の	前 3 号に <u>定める</u> もののほか、保育所の
管理のうち区長が必要と <u>認める業務</u>	管理のうち区長が必要と <u>認めるもの</u>
付則	付 則
1~6 〔略〕	1~6 [略]
7 次の表の左欄に掲げる保育所の位置は、	〔新設〕
平成25年12月20日から墨田区規則で	
<u>定める日までの間は、別表の規定にかかわ</u>	
らず、当該右欄に掲げるとおりとする。	
<u>名 称</u> <u>位 置</u>	
<u>墨田区太平保育園</u> <u>墨田区亀沢二丁目 2 4番</u> <u>1号</u>	

付 則

この条例は、平成25年12月20日から施行する。